

広島県告示第千百十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によつて、短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者 名 称	行居宅サービス事業所を 名 称	指 定 年 月 日
社会福祉法人 備後の里	の主たる事務所 在地所	
倉九六番地の一 福山市駅家町万能	ショートステイ まなぐら	
倉八四〇一一 福山市駅家町万能	所 在 地	
月一日 平成一九年九		